

岩出市公共下水道事業運営審議会公印規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 10 日

岩出市公共下水道事業運営審議会
会長 堀 部 和 雄

岩下運審規程第 1 号

岩出市公共下水道事業運営審議会公印規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩出市公共下水道事業運営審議会における公印の種類及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類、ひな形、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

(管理者)

第 3 条 公印は、事業部下水道課長が保管する。

(準用)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、岩出市公印規程（平成 3 年岩出町訓令第 1 号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

番号	公印の種類	ひ な 形	寸 法 (ミリメートル)	用 途
2	岩出市公共下水道事業運営審議会会長之印	岩出市公共 下水道事業 運営審議会 会 長 之 印	18	岩出市公共下水道事業運営審議会会長名をもって発する文書